

第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行 及び ファシリティ契約（行使停止指定条項付）の締結に関するQ&A

※本資料は、2018年12月14日付のプレスリリース「第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）の締結に関するお知らせ」の内容理解の補助のために作成されたものであり、詳細はプレスリリース本文をご参照ください。

2018年12月14日

【免責事項】

本資料に記載されている将来に係る一切の記述内容は、本資料の発表日現在において入手可能な情報を前提としています。今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。



証券コード：9264

Q&A (調達目的・理由)

| ご質問 | 回答 |
|---|--|
| 1 エクイティ性資金調達（株式発行等による資本性の資金調達）の必要性はあるのか？ | 今回の資金調達は、事業領域拡大に向けた新技術確保のためのM & A、資本・業務提携及び投融資に係る資金及び財務体質強化のための借入金の返済に充当することを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能であり、当社の資金需要にも則したエクイティ性資金（株式発行等による資本性の資金調達）での調達が最適であると考えました。 |
| 2 なぜ行使価額修正条項付新株予約権なのか？ | 借入等のデット性資金の調達（金融機関等からの負債性の資金調達）及び公募増資等その他のエクイティ性資金の調達（株式発行等による資本性の資金調達）についても検討しましたが、行使価額修正条項付新株予約権による調達では、株価上昇時にその上昇メリットを享受でき、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながらも、財務戦略の柔軟性の確保及び自己資本の拡充を通じた財務基盤の強化を図ることが可能であると考えられるためです。特に本新株予約権では当社の判断により資金需要や株価動向等を見極めながら、行使停止指定条項により資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができるというメリットも有しております。 |
| 3 行使価額修正条項付新株予約権ではなく、プレーンな新株予約権（行使価額固定）の方が良いのではないのか？ | 行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難になることが考えられます。なお、株数固定型かつ下限行使価額を設定していることにより、株価下落時における本新株予約権の行使に伴う当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できるため、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。 |

Q&A (調達目的・理由)

| ご質問 | 回答 |
|-------------------------|--|
| 4 なぜ公募増資を選択しないのか？ | 公募増資は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。 |
| 5 なぜ第三者割当増資を選択しないのか？ | 第三者割当増資は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当予定先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。 |
| 6 なぜ全額銀行借入を選択しないのか？ | 銀行借入により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、環境の変化に応じて機動的に資金の投入が可能な体制に整えると同時に、自己資本の充実を図り、財務体質を一層強固なものとするという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。 |

Q&A（発行概要）

| ご質問 | 回答 |
|----------------------------------|--|
| 7 商品内容の概要 | <p>当社と新株予約権の割当予定先であるS M B C日興証券との間でファシリティ契約を締結する予定となっております。行使可能期間中、当社からの行使停止要請通知が無い限り、S M B C日興証券は残存する本新株予約権を行使するように最大限努力します。</p> <p>しかし、当社から行使停止要請通知があった場合は、行使停止期間に入り、S M B C日興証券は行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使することができなくなります。なお当社は、この行使停止要請通知を撤回する旨の通知（行使停止要請撤回通知）を行うことで撤回することができます。</p> <p>行使価額は新株予約権の行使請求の効力発生日前取引日の終値×90%に修正されます。</p> |
| 8 本新株予約権の期間についてはどう考えているか | <p>行使可能期間の3年については資金使途の支出予定時期や現状の当社普通株式の流動性等を考慮し、設定しています。</p> |
| 9 ファシリティ契約に基づく行使停止要請は随時、何回でも可能か？ | <p>行使可能期間中、繰り返し要請することが可能です。</p> |

Q&A (発行概要)

| ご質問 | 回答 |
|--------------------------|--|
| 10 ファシリティ契約付新株予約権のメリットは？ | <p>① S M B C 日興証券は、行使可能期間中において、下記②に記載の行使停止指定条項に基づき本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。</p> <p>②行使停止指定条項 行使可能期間中、当社が本新株予約権の行使停止要請を行うことにより、S M B C 日興証券は本新株予約権を行使できなくなり、当社が権利行使のタイミング等を一定程度コントロールできます。</p> <p>③希薄化 本新株予約権の目的である当社普通株式の数は400,000株で一定であるため、株価動向によらず、当該行使の結果交付されることとなる当社普通株式数の上限は一定であることにより、議決権割合の希薄化の割合の上限が予め固定されており、既存株主の利益に配慮しています。</p> <p>④行使価額修正条項 行使価額が修正されるため、株価上昇時にその上昇メリットを享受でき、一方で株価下落時にも行使を図ることが可能です。</p> <p>⑤新株予約権の取得事由 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個につき払込金額と同額にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>⑥下限行使価額 下限行使価額が設定されているため、株価下落時における本新株予約権の行使に伴う当社普通株式 1 株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できるため、既存株主の利益に配慮しています。</p> |

Q&A (発行概要)

| ご質問 | 回答 |
|---------------------------|---|
| 11 ファシリティ契約付新株予約権のデメリットは？ | <p>①当初に満額の資金調達ができない 本新株予約権による資金調達は、S M B C 日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の個数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、満額の資金を短期間で調達することは困難です。</p> <p>②全ての新株予約権が行使されても満額の資金調達ができない可能性 本新株予約権は、発行要項に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、S M B C 日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても満額の資金を調達できない可能性があります。</p> <p>③不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難 S M B C 日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。</p> <p>④権利行使が進まず、資金調達及び資本増強がなされない可能性 ファシリティ契約において、S M B C 日興証券は自身の裁量によって本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されているものの、株価や出来高の状況によっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が進まず予定通り達成されない可能性があります。 加えて、株価が下限行使価額を一定期間下回った場合は、本新株予約権 1 個につき払込金額と同額にて取得され、資金調達及び資本増強が実現されません。また、当社は、2021年12月30日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。</p> <p>⑤最大希薄化株数が限定された場合においても、本新株予約権全てが行使されるとは限らない行使終了まで最終的な議決権割合の希薄化を確定させることができません。</p> |

Q&A (発行概要)

| ご質問 | 回答 |
|--|---|
| 12 行使可能期間経過後、新株予約権を行使せず、残った場合、どうするのか？期限延長等するのか？ | 行使可能期間である約3年間を経過後、新株予約権が仮に残存していた場合は、その時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個につき払込金額と同額で買い取る義務を負っております。 |
| 13 新株予約権行使後は希薄化が生じるが、既存株主の保護についてはどのように考えているか？ | ファシリティ契約を付することにより、S M B C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することに加え、当社はS M B C日興証券に対する行使停止指定が可能となる行使停止条項を活用することにより、株価推移に可能な限り影響を与えないよう、十分に配慮した権利行使が行われると考えております。 また、株数固定型かつ下限行使価額を設定していることにより、株価の推移によって行使価額が変動した場合においても、当社の普通株式に係る総議決権数18,773個（2018年8月31日現在）に対する希薄化率は21.31%以上にはならない設計とすることで、株式の希薄化は合理的に抑制されています。 |
| 14 当該発行による増加株式数は最大で400,000株であり日々の売買高からみると規模が過大に思われるが円滑に行使が行われるのか？ | 当社普通株式の上場来（2017年11月から2018年11月まで）の1日当たりの平均出来高は57,274株であり、直近6か月間（2018年6月から2018年11月まで）の同出来高においても、20,529株となっており、一定の流動性を有しています。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社株式数400,000株を行使可能期間である約3年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は約553株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えており、発行数量の規模は合理的であると考えております。 |

Q&A (その他)

| | ご質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 15 | S M B C日興証券が行使しない場合等、行使が円滑に進まない場合は資金使途欄に記載の資金はどのように調達するのか？ | 仮にS M B C日興証券が行使せず、資金調達が円滑に進まない場合には、他の方法による資金調達の実施や事業収入及び手元現預金の活用等を検討する他、事業計画の見直しを行う可能性があります。 |
| 16 | 本新株予約権の行使時における株価推移により、資金使途欄に記載の資金を上回って資金調達が行われた場合の充当先は？ | 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われる場合には、M & A、資本・業務提携及び投融資のための待機資金に追加充当する予定です。 |
| 17 | 本件公表による株価への影響についてはどのように考えているのか？ | 今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数18,773個（2018年8月31日現在）に対して21.31%の議決権割合の希薄化が生じます。基本的にS M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力するとされていますが、当社の判断により、S M B C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること（行使停止指定条項）等を規定するファシリティ契約を結ぶスキームを採っているため、急速な希薄化には一定の歯止めをかけることが可能であることから、株価に与える影響は限定的であると考えています。 |

